

第6室 書跡

「一古文書と寺要日記一」

N-17-1 古文書 足利尊氏等筆

建武3年(1336)6月30日、足利尊氏(あしかがたかうじ)の弟・直義(ただよし)は京都で名和長年(なわながとし)を討ち取り、新田義貞(にったよしさだ)は東国に敗走しました。これは、尊氏は戦勝を期して播磨国鶴荘(はりまのくにいかるがしょう)(兵庫県)の孝恩寺(こうおんじ)に天下の平穏を祈らせるために出した命令書です。孝恩寺にかかわる書状なども収められています。

N-17-2 古文書 足利義政等筆

長禄2年(1458)9月22日に室町幕府が、法隆寺(ほうりゅうじ)の寺領である播磨国鶴荘に対して出した命令書です。永正15年(1518)8月6日付の足利義植(あしかがよしたね)文書なども一緒に収められています。

N-23 寺要日記

南北朝時代の法隆寺の年中行事を、1ヶ月ごとに12冊にまとめたものです。各月の行事を、日をおって記載し、法会(ほうえ)の次第や由緒を中心に、経費を負担した各地の寺領についても記しています。この寺要日記は、そのうちの7冊に宝徳元年(1449)9月24日に書写した旨の奥書があります。

第6室 「染織－平絹幡残欠とさまざまな幡足－」

○「幡（ばん）」とは

死者への追善供養（ついぜんくよう）や、お堂を厳かに飾るため内外に掲げられた旗のことです。形は人間の姿を表すように、頭に当たる幡頭（ばんとう）、胴に相当する幡身（ばんしん）、手に相当する幡手（ばんしゅ）、足の幡足（ばんそく）からなっています。

幡は幡頭部を帯紐で三角状につくり、幡身はいくつかの長方形をつなげています。そのひとつを坪（つぼ）と数え、周りに一条または二条の縁をめぐらし、幡足には帯状の裂をずらしながら垂れ下げるのが特徴です。

法隆寺の幡は、当初の形を完全にとどめているものはあまりなく、幡足のみとなってしまう残欠が多くを占めています。

N-319-37：平絹幡残欠（へいけんばんざんけつ）

大型の絹製の幡残欠です。幡頭は一部失われていますが、おおむね当初の形をとどめ、幡身はほぼ4坪完全に遺っています。さらに、各坪の境にあたる縁からは、帯状の幡手を表裏に付けています。

古代において黄色の幡は「命過幡（みょうかばん・めいかばん）」と呼ばれており、『灌頂経（かんじょうきょう）』という仏典には、死者の供養のため、四十九日の間、寺院に掲げるべきことが説かれています。これによって来世はよりよい世界に生まれることができるといわれています。

〈平絹で仕立てられた幡足と残欠〉

N-319-60-2：黄地平絹幡足残欠（きじへいけんばんそくざんけつ）

N-319-70-2：黄地平絹幡足残欠（きじへいけんばんそくざんけつ）

N-319-72-3：黄地平絹幡足残欠（きじへいけんばんそくざんけつ）

N-319-101-2：黄地平絹幡足残欠（きじへいけんばんそくざんけつ）

〈綾で仕立てられた幡足と残欠〉

N-319-40：淡縹地七曜亀甲繫文綾幡足残欠（うすはなだじしちようきっこうつなぎもんあやばんそくざんけつ）

N-319-46：紺地香炉燭台文綾幡足残欠（こんじこうろしょくだいもんあやばんそくざんけつ）

N-319-73-3：淡紅地亀甲繫文綾幡足残欠（うすべにじきっこうつなぎもんあやばんそくざんけつ）

N-319-109：淡黄緑地入子菱繫文綾幡足残欠（うすきみどりじいりこびしつなぎもんあやばんそくざんけつ）

N-319-121：緑地網目四菱文綾残欠（みどりじあみめよつびしもんあやざんけつ）